

○厚生労働省告示第二百六十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表、7の(1)の表又は9の表のオレアンドマイシンの項中第2欄に掲げる食品、ジクロルプロップの項中第2欄に掲げる食品（ミネラルウォーター類を除く。）、デキサメタゾンの項中第2欄に掲げる食品（鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつを除く。）、デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）の項中第2欄に掲げる食品（小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、はくさい、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、その他のなす科野菜、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、その他の野菜、うめ、ぶどう、その他の果実、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分

、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、小麦粉（全粒粉に限る。）、小麦粉（全粒粉を除く。）及び小麦ふすまを除く。）、ヒドラメチルノンの項中第2欄に掲げる食品、フルベンジアミドの項中第2欄に掲げる食品（ケール、こまつな、その他のあぶらな科野菜、日本なし及び西洋なしに限る。）、プロパジンの項中第2欄に掲げる食品及びレピメクチンの項中第2欄に掲げる食品（えだまめに限る。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十年七月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信